

## 災害対策に係る国の動向について

H24.12 熊本県危機管理防災課

## 1. 大規模・広域災害対策の強化

平成 24 年 6 月 27 日

「改正災害対策基本法」施行

## 【主な改正内容】

- 災害に対する即応力の強化
- ・ 発災時における積極的な情報収集・伝達・共有の強化
  - ・ 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備えの強化 等
- 災害時における被災者対応の改善
- ・ 救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの創設
  - ・ 避難元と避難先の地方公共団体間の連携強化 等
- 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上
- ・ 住民による災害教訓伝承
  - ・ 地方防災会議委員への自主防災組織構成者又は学識経験者の追加 等

平成 24 年 7 月 31 日

中央防災会議「防災対策推進検討会議」最終報告

- ・ 東日本大震災の教訓・課題を踏まえた今後の防災対策の方向性の提示

## 【今後重点的に取り組むべき事項】

- ・ 災害から生命を守るための初動対応
- ・ 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援
- ・ ライフライン等の被害からの早期回復
- ・ 災害即応体制の充実・強化
- ・ 自然災害による国家的な「緊急事態」への対応のあり方
- ・ 防災の基本理念の明確化と多様な主体の協働
- ・ 災害文化の継承・発展
- ・ 災害に強い国土・地域・まちの構築
- ・ 最新の科学的知見を反映した防災対策
- ・ 迅速かつ円滑な復興への取組み
- ・ 国の総力を挙げた取組体制の確立

平成 24 年 9 月 6 日

中央防災会議「防災基本計画」修正

- ・ 災害対策基本法の改正、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告、原子力規制委員会設置法の制定等を踏まえた修正

## 2 . 原子力災害対策の強化

平成 24 年 9 月 19 日

### 「原子力規制委員会」・「原子力規制庁」発足

- ・ 原子力安全規制に関する業務を一元的に担う「原子力規制委員会」と事務局の「原子力規制庁」が発足
- ・ 原子力発電所の新たな安全基準づくりや原子力災害対策指針の策定などに向けた業務が開始

### 「改正原子力災害対策特別措置法」施行

#### 【主な改正内容】

- ・ 原子力事業者、国及び地方公共団体等による原子力災害対策の円滑な実施を確保するための「原子力災害対策指針」を原子力規制委員会が策定
- ・ 原子力事業者が防災業務計画を作成・修正する時の協議先や特定事象発生時の通報先などとなる都道府県の範囲が、原子力発電所から 30km 圏内の都道府県まで拡大 等

平成 24 年 10 月 31 日

### 原子力規制委員会「原子力災害対策指針」策定

#### 【主な内容】

- ・ 原子力災害発生に備えて事前対策を重点的に講じておく重点区域の範囲は、原子力発電所から概ね 30 km 圏（U P Z）
- ・ 重点区域内では、住民への情報提供、モニタリング、被ばく医療などの体制整備に取り組む必要
- ・ U P Z 外で防護措置が必要な地域（P P A）の導入など更に議論を要するものは今後の検討課題 等